

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所共同研究取扱規程

(平成 29 年 4 月 1 日規程第 64 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（以下「法人」という。）が民間企業、大学等、公的機関その他の外部の機関（以下「外部機関」という。）と共同して行う研究の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(共同研究の実施の要件)

第 2 条 法人が外部機関と研究を分担し、技術知識を交換し、及び研究費を分担することによって共同して行う研究（以下「共同研究」という。）は、次の要件を満たす場合に行うことができる。

- (1) 当該研究が、法人が行う研究として必要かつ妥当なものであること。
- (2) 当該研究を共同研究として行うことにより効果的に実施でき、かつ優れた成果が期待されること。
- (3) 法人と共同研究を行う相手方となる外部機関（以下「共同研究機関」という。）が、当該研究を行うために必要な技術力及び財務能力を有すると認められること。

2 法人は、外部機関の側から共同研究の実施を希望する場合には、当該外部機関に対し別に定める様式による共同研究申込書の提出を求めるものとする。

(共同研究契約)

第 3 条 共同研究を実施しようとするときは、あらかじめ、共同研究機関と当該共同研究に関する契約（以下「共同研究契約」という。）を締結しなければならない。

(共同研究契約書)

第 4 条 前項の定めにより共同研究契約を締結しようとするときは、次の事項を記載した共同研究契約書を作成するものとする。

- (1) 共同研究の題目又は課題名、目的及び内容
- (2) 共同研究の実施場所
- (3) 共同研究の実施期間
- (4) 共同研究の管理及び分担
- (5) 共同研究に参画する主な研究員の所属及び氏名
- (6) 共同研究に要する費用の分担又は研究負担金の取決め
- (7) 共同研究に関して得られる情報の秘密の保持
- (8) 第 5 条から第 7 条までに關する事項
- (9) その他共同研究を行うために必要な事項

(権利の帰属)

第 5 条 共同研究の結果、共同の発明等（法人知的財産取扱規程第 2 条第 7 項。以下同じ。）が生じた場合、これに関する知的財産権等（同第 6 項。以下同じ。）の帰属及び持分割合については、法人と共同研究機関が協議して定めるものとする。

(共同出願及び実施)

第 6 条 共同研究機関と共有する知的財産権等の取扱いについては、次の定めによるものとする。

る。

- (1) 法人は、共同研究機関と共有の知的財産権の登録出願、権利化及び維持並びにその実施について、共有知的財産権等の管理及び実施に係る契約を締結しなければならない。
- (2) 法人は、共同研究機関が共有知的財産権等に係る発明の実施をする場合には、実施料を徴収することができるものとする。

(研究成果の公表等)

第7条 共同研究の結果得られた技術上の成果（以下「研究成果」という。）の公表等は、次の定めにより行うものとする。

- (1) 公表等をしようとする当事者が相手方の承諾を得て行う。
- (2) 前号の相手方は、業務上の支障その他の正当な理由がない限り前号の承諾を拒まない。

(特記事項)

第8条 特別な目的により実施する研究開発事業における外部機関との共同研究の取扱いについては、当該事業において別に定めるところによることができる。

(事務担当等)

第9条 この規程に関する事務は、共同研究における主な研究員が所属する部門（その管理部門があるときは当該管理部門）が担当し、当該共同研究の可否及び取扱い等は当該担当部門で定めるところにより協議の上、その事業の担当理事が決定する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。